

平成 25 年 3 月 27 日
消 防 庁

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集の結果 及び政令等の公布

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成 24 年 12 月 28 日から平成 25 年 1 月 26 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、18 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、本日、当該政令等を公布しました。

1 改正内容

今回の消防法施行令の一部を改正する政令等の主な改正事項は、以下のとおりです（政令等の概要は 別紙 1 のとおりです。）。

(1) 検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直し

公益法人事業仕分けにおいて、検定事業の見直しを指摘されたこと等を踏まえて、「予防行政のあり方に関する検討会」において使用実態等を踏まえた検討を行い、日常点検等において一定の性能を確認することが可能な消防用ホースを検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に移行するなど、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目について見直しを行います。

また、これらの品目の見直しに伴い、各品目の技術上の規格を定める省令等を改正又は制定するものです。

(2) 屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し

工場や倉庫等以外に設けられる一人操作が可能な屋内消火栓設備にあつては、防火対象物のどの場所からも水平距離が 15m 以内となるよう設置することとしていましたが、この距離を 25m 以内とすることを可能とする新たな基準を規定するものです。

(3) 防火対象物の用途区分の見直し

福祉サービスの多様化に伴い、現行の消防法施行令別表第 1 (6) 項口又はハにおける分類と、その実態とが整合しない状況が発生していることから、「予防行政のあり方に関する検討会」での検討結果を踏まえて、

- ① 従来、消防法施行令別表第 1 (6) 項ハに規定されていた軽費老人ホーム等のうち、避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊をさせている施設について、新たに消防法施行令別表第 1 (6) 項口に位置づける
- ② 現行の消防法施行令別表第 1 (6) 項口又はハに規定する施設と類似した事業を行う施設で、総務省令で定めるものを新たに消防法施行令別表第 1 (6) 項口及びハに位置づける等の改正を行います。

2 意見募集の結果

政令案等について、平成 24 年 12 月 28 日から平成 25 年 1 月 26 日までの間、意見を募集

したところ、18 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙 2のとおりです。

3 政令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の政令等を平成 25 年 3 月 27 日に公布しました。

- (1) [消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 88 号）](#)
- (2) [消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 21 号）](#)
- (3) [消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 22 号）](#)
- (4) [消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号）](#)
- (5) [漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 24 号）](#)
- (6) [住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 25 号）](#)
- (7) [エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 26 号）](#)
- (8) [消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項及び危険物の規制に関する政令第 22 条第 2 項の技術上の基準に関する特例を定める省令（平成 25 年総務省令第 27 号）](#)
- (9) [消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項及び危険物の規制に関する政令第 22 条第 2 項に規定する総務大臣が定める日を定める件（平成 25 年総務省告示第 133 号）](#)
- (10) [屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成 25 年消防庁告示第 2 号）](#)
- (11) [エアゾール式簡易消火具に関する件を廃止する件（平成 25 年消防庁告示第 3 号）](#)



（事務連絡先）

消防庁予防課

（担当：土屋補佐、松浦）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

消防法施行令の一部を改正する政令等について

平成 25 年 3 月
消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令等において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しを行うほか、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しや防火対象物の用途区分の見直しを行うものである。

また、上記の品目の見直しに伴い、各品目の技術上の規格を定める省令等を改正又は制定するものである。

【改正理由】

公益法人事業仕分け（平成 22 年 5 月）において、検定事業の見直し等の判定がなされたことを踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」での検討結果を受けて、消防法の一部を改正し、法改正に伴う政省令の改正については、平成 24 年 10 月 19 日に公布したところである。

今回の政令改正においては、公益法人事業仕分けにおいて、「自主検査を導入すべき」との指摘を受けたことを踏まえて、消防法改正に直接関連しない、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目について見直しを行うものである。

また、「初期消火器具等のユニバーサルデザイン化に関する調査研究会」や「予防行政のあり方に関する検討会」において、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しや防火対象物の用途区分の見直しについて提言がなされたことから消防法施行令等について所要の改正をするものである。

さらに、上記の品目の見直しに伴い、試験方法の明確化等を図る必要があることから、各品目の技術上の規格を定める省令等について、所要の改正又は新規制定を行うものである。

1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

【内容】

（1）検定対象機械器具等について（第 37 条関係）

検定対象機械器具等のうち「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を自主表示対象機械器具等に移行し、新たに「住宅用防災警報器」を検定対象機械器具等に追加する。

（2）自主表示対象機械器具等について（第 41 条関係）

自主表示対象機械器具等に、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を追加し、また新たに「エアゾール式簡易消火具」を追加する。

（3）屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し（第 11 条関係）

工場や倉庫等以外の防火対象物における屋内消火栓設備について、現在の技術上の基準では、設置間隔は15m以内とされているが、設置間隔を25m以内とすることができる技術上の基準を新たに定めることとする。

(4) 防火対象物の用途区分の見直し（別表第1関係）

- ① 従来(6)項ハに規定されていた軽費老人ホーム等のうち、避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊をさせている施設について、(6)項ロに位置づける等の改正を行うこととする。
- ② 現行の(6)項ロ又はハに規定する施設に類する施設で、総務省令で定めるものを新たに(6)項ロ及びハに位置づけることとする。

【施行期日】

平成26年4月1日（(3)は平成25年10月1日、(4)は平成27年4月1日）

【経過措置等】

所要の経過措置を定めることとする。

2. 消防法施行規則の一部を改正する省令について

【内容】

(1) 防火対象物の用途の指定（第5条関係）

消防法施行令別表第1(6)項ロ又はハに該当する施設の詳細について規定する。

(2) 屋内消火栓設備等に関する基準（第11条の2、第12条、第13条の6、第18条、第22条及び第31条関係）

1. (3)の改正において、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しを行ったことに伴い、1人で操作できる屋内消火栓設備の消防用ホースの基準について規定する等の所要の規定の整備を行う。

(3) 漏電火災警報器に関する基準（第24条の3関係）

現在2級の漏電火災警報器については存在しないことから、1級と2級の区分について見直しを行う等の漏電火災警報器の実態に応じた規定の整備を行う。

(4) 無線通信補助設備に関する基準（第31条の2の2関係）

消防救急無線のデジタル化に伴い、無線通信補助設備を使用することができる周波数帯の見直しを行う。

(5) 検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等（別表第2、別表第3及び別表第4関係）

1. (1)及び(2)の改正における検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等

の範囲の見直しに伴い、検定対象機械器具等の型式試験の見本の数、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の表示について所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日 ((1)は平成 27 年 4 月 1 日、(2)は平成 25 年 10 月 1 日)

【経過措置等】

所要の経過措置を定めることとする。

3. 消防用ホースの技術上の規格を定める省令について

【内容】

(1) 消防用麻ホースに関する規定の削除等 (第 2 条関係)

消防用麻ホースについて、関係規定 (旧第 3 章) を削除することとする。また、「消防用ゴム引きホース」を一般的な名称である「平ホース」に改めることとする。

(2) 消防用ホースの構造 (第 3 条関係)

織り等のむらがない等の異常がないことを追加するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(3) 表示 (第 5 条関係)

使用圧、設計破断圧等の表示を新たに追加するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(4) 被覆及び塗装 (第 9 条、第 21 条及び第 36 条関係)

平ホース、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースの被覆について、しわ等の不均一な部分がないことを追加することとする。

(5) 破断試験 (第 13 条、第 25 条及び第 43 条関係)

設計破断圧を確認するための試験を追加することとする。

(6) その他 (第 7 条、第 8 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 24 条、第 26 条から第 32 条まで、第 34 条、第 42 条、第 44 条及び第 46 条関係)

試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日

【経過措置等】

所要の規定の整備を行うこととする。

4. 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令について

【内容】

本省令は、新たに制定するものではあるが、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）の規定を統合するものであることから、新たに追加する規定について以下記載することとする。

(1) 表示（第6条関係）

使用圧を追加することとする。

(2) 耐圧試験（第12条関係）

耐圧試験で加える圧力を使用圧の2倍に相当する内圧力とすることとする。

(3) 負圧試験（第14条関係）

新たに真空度を求める数式を設けることとする。

(4) 大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の表示等（第21条、第22条、第26条及び第27条関係）

大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着する大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にあつては、その旨が分かるよう表示をすることとする。また、当該結合金具については、耐圧試験で加える圧力を使用圧の1.5倍に相当する内圧力とすることとする。

(5) その他（第11条及び第13条から第20条まで関係）

試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

【施行期日】

平成26年4月1日

【経過措置等】

所要の規定の整備を行うこととする。

なお、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令は、廃止することとする。

5. 漏電火災警報器の技術上の規格を定める省令について

【内容】

(1) 遮断機構に関する規定の削除（第2条、第5条、第9条、第26条、第27条、第

34 条及び第 36 条関係)

遮断機構の定義及び関係規定を削除するとともに旧第 30 条を削除することとする。

(2) 変流器の種別の簡素化及び受信機の種別の廃止 (第 3 条、第 5 条、第 9 条、第 11 条、第 24 条、第 25 条及び第 27 条関係)

非互換性型の変流器及び受信機並びに 2 級受信機を廃止し、関係規定を削除することとする。

(3) 一般構造 (第 4 条関係)

部品が定格の範囲内で使用されることを追加するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(4) 装置又は部品の構造及び機能 (第 5 条関係)

電磁継電器の接点の材質を列記することとする (第 2 号口関係)。

電源変圧器、指示電気計器及びヒューズについて、JIS 規格のうち準用していた部分を明記することとする (第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号関係)。

「表示装置」を「表示灯」とし、その基準を規定する等所要の規定の整備を行うこととする (第 4 号関係)。

スイッチについて、腐食のおそれがない材質を明確化することとする (第 5 号関係)。

(5) 附属装置 (第 6 条関係)

有害な附属装置を設けてはいけないことを追加することとする。

(6) 表示 (第 9 条関係)

自主表示対象品目への変更に伴う改正等の所要の規定の整備を行うこととする。

(7) 変流器の機能 (第 11 条関係)

試験回路を図示することとする (第 1 項関係)。

公称作動電流を試験電流とすることで、試験の簡素化を図ることとする (第 1 項第 2 号関係)。

非互換性型に必要な要件を互換性型においても必要な要件とすることとする (第 1 項第 3 号関係)

(8) その他 (第 12 条から第 19 条まで、第 22 条から第 24 条まで、第 27 条から第 34 条まで及び第 36 条関係)

試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日

6. 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令について

【内容①（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）】

（１）定温式住宅用防災警報器（第２条及び第７条の２関係）

周囲の温度により火災を感知する定温式住宅用防災警報器を住宅用防災警報器に追加し、定温式住宅用防災警報器の定義、機能等の規定の整備を行うこととする。

（２）連動型住宅用防災警報器（第２条及び第３条関係）

他の住宅用防災警報器と連動して火災を報知する連動型住宅用防災警報器について、その定義、機能等を明確化することとする。

（３）電源電圧変動試験（第５条第１号関係）

住宅用防災警報器の性能を確認するため、一定の範囲内の電圧で使用した場合に、機能に異常を生じないことを確認する電源電圧変動試験を追加することとする。

（４）消費電流測定試験（第５条第１号の２関係）

電源に電池を用いる住宅用防災警報器について、住宅用防災警報器の消費電流が設計値以下であることを確認する消費電流測定試験を追加することとする。

（５）滴下試験（第５条第３号の２関係）

配線を通じて水分が機器本体に侵入した場合でも正常に機能することを確認するため、滴下試験を追加することとする。

（６）粉塵試験（第５条第６号の２関係）

ほこり等による非火災報が発生することを防ぐため、粉塵試験を追加することとする。

（７）表示（第８条関係）

表示について所要の規定の整備を行うこととする。

（８）その他（第２条、第３条、第５条、第６条及び第１１条関係）

試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

【内容②（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）】

（１）感知器の構造及び機能（第８条関係）

無線式感知器の無線設備における火災信号の受信及び発信について、規定の明確化を図る。

【内容③（中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）】

（１）構造及び機能（第３条関係）

無線式中継器の無線設備における火災信号の受信及び発信について、規定の明確化

を図る。

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日

【経過措置等】

所要の経過措置を定めることとする。

7. エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令について

【内容】

(1) 趣旨・定義（第 1 条及び第 2 条関係）

この省令の趣旨、用語の定義を行うこととする。

(2) 構造（第 3 条関係）

エアゾール式簡易消火具の容積、容器の材質などの構造について定めることとする。

(3) 消火性能等（第 4 条、第 20 条及び第 21 条関係）

エアゾール式簡易消火具は、室内のくずかごや吸いgaraなどの小規模の火災、天ぷら油の火災、ストーブの灯油の火災、自動車内に用いられるクッションの火災のうちいずれか一以上の消火が行えることが必要であることから、それぞれの火災に対する消火試験方法及び試験適合条件について定めることとする。

また、自動車に設置するための要件として、耐振動性と耐高温性が必要であることから、その試験方法及び試験適合条件について定めることとする。

さらに、通電した電気機具の火災に用いるエアゾール式簡易消火具として、放射したときに操作者が感電しないための条件を定めることとする。

(4) 操作機構（第 5 条関係）

エアゾール式簡易消火具の操作方法及びその操作条件について定めることとする。

(5) 各種試験の要件（第 6 条及び第 8 条から第 11 条まで関係）

エアゾール式簡易消火具に必要な耐食性、放射性能、耐圧性、気密性、耐衝撃性について、それぞれの試験方法及び試験適合条件を定めることとする。

(6) 充てんガス及び消火剤の要件（第 7 条関係）

エアゾール式簡易消火具に充てんするガス及び消火剤の要件について定めることとする。

(7) 各 부품の構造及び機能（第 12 条から第 16 条まで関係）

エアゾール式簡易消火具に設ける部品等の構造及び機能について定めることとする。

(8) 液化二酸化炭素用容器等の構造及び機能（第 17 条から第 19 条まで関係）
液化二酸化炭素を充填した容器等の構造及び機能について定めることとする。

(9) 表示（第 22 条関係）
名称、使用方法、使用温度範囲、放射時間等の必要な表示について定めることとする。

(10) 基準の特例（第 23 条関係）
新たな技術開発に係るエアゾール式簡易消火具について、総務大臣が認めた場合には、総務大臣が定める技術上の規格によることができることを定めることとする。

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日

【経過措置等】

所要の規定の整備を行うこととする。

8. 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令について

【内容】

改正規格省令の施行の際、現に存する防火対象物における消防用ホース、結合金具若しくは漏電火災警報器若しくは現に新築等の工事中の防火対象物に係る消防用ホース、結合金具若しくは漏電火災警報器又は改正規格省令に適合する消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器を供用できる日として総務大臣が定める日（平成 29 年 4 月 1 日）の前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに新築等の工事を開始した防火対象物に係る消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器で、平成 26 年 4 月 1 日前の消防用ホース、結合金具若しくは漏電火災警報器の技術上の規格に係る型式承認を受けているものについて、施行日（平成 26 年 4 月 1 日）より 13 年間は消防用設備等の基準に適合しているものとする。

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日

9. 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項に規定する総務大臣が定める日を定める件について

【内容】

改正規格省令に適合する消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器を供用できる

日として総務大臣が定める日を平成 29 年 4 月 1 日とする。

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日

10. 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準について

【内容】

(1) 趣旨・用語の意義（第 1 及び第 2 関係）

屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しを行ったことに伴い、1 人で操作できる屋内消火栓設備の消防用ホースの基準等について規定することから、趣旨及び用語の意義についても必要な事項を規定する。

(2) 放水用設備の構造及び機能（第 3 関係）

簡易操作型放水用設備の操作性など放水用設備の構造及び機能については、これまで運用の中で確認を行っていたが、その基準について明確化を図ることとする。

(3) 消火栓弁の構造及び機能（第 4 関係）

消火栓弁の使用時に、減圧装置が腐食しその機能を損なわないような材料とするとともに、流水により変形・破損等が生じない構造とすることを規定し、自動式開閉弁の構造及び機能についても明確化を図る。

(4) 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能（第 11 関係）

消防用ホースと結合金具が、強度不足により抜け落ちた事例等を踏まえ、消防用ホースと消防用ホース用結合金具の装着部の強度や耐圧性能等について規定する。

(5) ノズルの構造及び機能（第 12 関係）

ノズルの構造及び機能については、これまで運用の中で確認を行っていたが、その基準について明確化を図ることとする。

(6) 表示（第 13 関係）

表示について所要の規定の整備を行うこととする。

(7) その他（第 5 から第 10 まで関係）

所要の規定の整備を行うこととする。

【施行期日】

平成 25 年 10 月 1 日

【経過措置等】

所要の経過措置を定めることとする。

1.1. エアゾール式簡易消火具に関する件を廃止する件について

【内容】

エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令の制定に伴い、エアゾール式簡易消火具に関する件（昭和五十七年消防庁告示第六号）を廃止するものである。

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日

【消防法施行令の一部を改正する政令（案）等についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
消防法施行令の一部を改正する政令に関する御意見		
No. 1	<p>消防法施行令案第 11 条第 3 項第 2 号ロ（5）の規定について、ノズルの先端における放水圧力が「0. 17メガパスカル以上」とされているが、「0. 25メガパスカル以上」とすべきである。</p>	<p>今回、新たに規定する屋内消火栓設備の基準については、工場や倉庫等以外の用途の防火対象物において、屋内消火栓の設置間隔を 25m 以内とした場合であっても、当該屋内消火栓を一人で操作することが可能なものであり、ノズル先端の放水圧力 0. 17メガパスカル時の放水量を毎分 80 リットル以上とすることで、従来の同用途に設置される屋内消火栓設備と同等の消火性能があることが実験等から確認されていることから、原案のとおりとします。</p>
No. 2	<p>今回の屋内消火栓の改正について、2号消火栓の設置間隔を 25m とすることができるものを追加したものと判断してよろしいか。</p> <p>また、従前の易操作性 1号消火栓は、工場に引き続き設置可能か。</p>	<p>今回の屋内消火栓設備に係る基準の改正について、これまでの 2号消火栓（従前の消防法施行令第 11 条第 3 項第 2 号に規定される屋内消火栓をいう。）を設置することができる防火対象物において、屋内消火栓の設置間隔を 25m 以内とし、かつ当該屋内消火栓を一人で操作することが可能なものであって、ノズル先端の放水圧力 0. 17メガパスカル時の放水量を毎分 80 リットル以上とする基準を追加するものです。</p> <p>なお、従前の易操作性 1号消火栓（消防法施行令第 11 条第 3 項第 1 号に規定される屋内消火栓であって、一人で操作が可能なものをいう。）については、引き続き工場や倉庫等に設置することができるものです。</p>
No. 3	<p>屋内消火栓設備については、一般人が初期消火を行うことに鑑みて、消火者の安全な退避にも着目すべきではないか。</p> <p>また、消火性能に比重を置くのであれば、「1号消火栓の取扱いについて」（平成 8 年消防予第 254 号）において運</p>	<p>建物関係者による屋内消火栓設備を使用した初期消火活動等については、消防計画や当該消防計画に基づく消火訓練等を通じて防火対象物の状況に応じた対策が講じられているものです。</p> <p>また、工場、倉庫以外の防火対象物においては、従前の易操作性 1号消火栓（消防法施行令（以下「令」という。）第 11 条第 3 項第 1 号に規定される屋内消火栓であって、一人で操作が可能なものをいう。）については、1号消火栓（令第 11 条第 11 条第 3 項第</p>

	<p>用が認められている易操作性 1号消火栓の設置が認められていることから、今回の改正は不要ではないか。</p>	<p>1号に規定される屋内消火栓をいう。)に比べ、一人操作を可能とするために保形ホースを用いることから、加圧送水装置の能力を高める必要があることや大型の屋内消火栓箱を設置すること等が必要となるため、設置が進んでいません。このような状況に鑑み、一人操作が可能であって、既設の1号消火栓の屋内消火栓箱及び加圧送水装置を活用することが可能な屋内消火栓について、「初期消火器具等のユニバーサルデザイン化に関する調査研究会」において検討を行い、工場や倉庫等以外の用途の防火対象物にあっては、屋内消火栓の設置間隔を25mとした場合においても、2号消火栓と同等の初期消火における有効性が確認されたことから、当該屋内消火栓に係る技術基準を整備するものであり、原案のとおりとします。</p>
<p>No. 4</p>	<p>屋内消火栓設備の基準の見直しを図るのであれば、消火栓を使用した消火活動等の指針を示すべきではないか。</p>	<p>建物関係者による屋内消火栓設備を使用した初期消火活動等については、消防計画や当該消防計画に基づく消火訓練等を通じて防火対象物の状況に応じた対策が講じられているものですが、いただいた御意見については、今後の参考とします。</p>
<p>No. 5</p>	<p>軽費老人ホーム等のうち、避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊させている施設は(6)項口に位置づけるとあるが、要介護者か否かの判断や主としての程度の判断が困難な上、要介護者比率は年々増加傾向にあることから、軽費老人ホームは全て(6)項口にすべきである。 施行期日が平成27年4月1日とあるが、当該期日を早めることができないか。また、猶予期間はいつまでか。</p>	<p>必ずしも避難が困難な要介護者が利用するとは限らない形態の社会福祉施設は、利用者の状況に応じて(6)項口又は同項ハに区分しています。軽費老人ホームについても施設名称から一律に(6)項口とすることは適当でなく、利用者の避難困難性に応じて用途を判断すべきものと考えます。 なお、今回の改正に係る(6)項口又は同項ハとの区分に関する基準は省令で定める予定である他、通知等で詳細を追って示す予定です。 施行期日は、消防機関や社会福祉施設等の防火対象物の関係者に対し、改正内容を周知し、新たに社会福祉施設等を設置する場合に改正内容に対応するために必要な期間としています。また、経過措置については、改正に伴い新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備等の設置をしなければならない施設の経済的負担等を勘案し、これらの措置に必要な期間としています。なお、施行日は平成27年4月1</p>

		<p>日とし、現に存する防火対象物等に係る経過措置として、新たに消火器具、漏電火災警報器及び誘導灯を設置する必要がある場合には、平成28年3月31日まで、新たに屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具を設置する必要がある場合には、平成30年3月31日までにこれらの措置を講ずることとしております。</p>
No. 6	<p>軽費老人ホーム等にはサービス付き高齢者向け住宅も含まれるのか。</p> <p>また、現在(6)項ハに分類されている有料老人ホームも同じく全て(6)項ロにできないか。</p>	<p>改正概要中「1. (4) 防火対象物の用途区分の見直し」の軽費老人ホーム等には軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業を行う施設が該当し、サービス付き高齢者向け住宅は含まれません。なお、サービス付き高齢者向け住宅は、改正後の消防法施行令別表第1の(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)の「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」を受けた改正後の消防法施行規則第5条第4項又は第6項に該当する可能性があります。「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に係る執務資料の送付について」(平成23年10月19日事務連絡)においてサービス付き高齢者向け住宅の消防法上の取扱いを示しており、原則として共用スペースにおける介護サービスの提供状況によることとしていますが、現在、サービス付き高齢者向け住宅においては、様々な形態で福祉サービスを提供するものが出現していることから、今後、実態を踏まえ、当該施設の取扱いについても追って通知等で示す予定です。</p> <p>有料老人ホームについてもNO.4の軽費老人ホームと同様の考えです。</p>
No. 7	<p>住宅用防災警報器の試験手数料の額と型式適合検定の手数料の額を、現行の鑑定の試験手数料140,000円と個別鑑定1個につき30円と同額とすべきである。</p>	<p>「鑑定」は日本消防検定協会が行っている任意の第三者認証制度ですが、今回、新たに規定する住宅用防災警報器の試験及び型式適合検定の手数料は、総務大臣が検定を行う場合にかかる実費を勘案した額であるため、原案のとおりとします。</p>

<p>No. 8</p>	<p>避難困難者を明確化する改正内容については、特に異論はないが、「将来まで含めて、要介護3～5の方が入居する可能性がある場合を含める」との考え方は同意しかねる。多額の設置費用がかかり、介護事業者の負担が増大し高齢者向けの住まいが不足する状況を悪化させる。要介護者が安価に入居できる施設が絶対的に不足すれば共同住宅にも多くの要介護者が住まうことになり（外部の訪問介護サービスを利用）、前記の考え方の場合、共同住宅もその対象としなければ矛盾する。高齢者への火災に対する安全だけでなく、絶対的に不足している高齢者住宅の建設促進についても考慮して、この防火対象物の用途区分の解釈について検討して欲しい。</p>	<p>改正内容に関する運用等については、追って通知等で示すことを予定しており、ご意見については、今後の参考とします。</p>
<p>No. 9</p>	<p>軽費老人ホームも有料老人ホームと同様の規制を講じることには賛成だが、(6)項口の対象を、「要介護者が主」から「避難が困難な要介護者（要介護3～5）が主」に規制を緩和する必要はないと考える。現行の解釈（「主として要介護状態にある者を入居させるもの」とは、介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のものをいうこと。）と同じレベルで示されることを要望する。区分が変更され指導が行</p>	<p>現行規定の「主として要介護状態にある者を入居させるもの」については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成21年3月31日消防予第131号）において、「介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のものをいう」とされ、運用されているところですが、介護居室と一般居室を明確に判別することが困難な社会福祉施設もあることから、火災時における自力避難困難性にかんがみ、消防機関においては「要介護者」については介護保険法上の要介護状態区分における要介護3以上に相当する者として運用されている実態を踏まえ、今般、規定の明確化を図ったものです。</p> <p>したがって、現行の規定を緩和するものではないことから、原案のとおりとします。</p>

	<p>われる場合には、既存の住まいに対しても配慮なく一律の指導が行われることがないよう、現場の実態にあった指導をお願いしたい。</p>	<p>なお、改正内容に関する運用等については、追って通知等で示す予定としており、後段のご意見については、今後の参考とします。</p>
No. 10	<p>要介護2以下の高齢者であっても認知症の度合いなどによって避難困難者の場合があり、現行規制を実質的に緩めることに反対である。法令上は「自立者向けの居室と要介護者向けの居室比率で区分する」など定量的な判断基準の方が事業者にも所轄消防にも明確な規制なのではないか。</p>	<p>現行規定の「主として要介護状態にある者を入居させるもの」については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成21年3月31日消防予第131号）において、「介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のものをいう」とされ、運用されているところですが、介護居室と一般居室を明確に判別することが困難な社会福祉施設もあることから、火災時における自力避難困難性にかんがみ、消防機関においては「要介護者」については介護保険法上の要介護状態区分における要介護3以上に相当する者として運用されている実態を踏まえ、今般、規定の明確化を図ったものです。</p> <p>したがって、現行の規定を緩和するものではないことから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、改正内容に関する運用等については、追って通知等で示す予定としており、後段のご意見については、今後の参考とします。</p>
No. 11	<p>建物構造にもよるため一概に言えないが、特に、小規模の施設では以下のような設備を義務付けるべきではないか。</p> <p>①自火報設備（現行規制では延べ床面積が300㎡以上の施設のみ必置）、非常警報器具（現行規制では自火報等がなく収容人員が20人以上50人未満の場合に設置）、又はサイレン／放送設備（現行規制では自火報等がなく収容人員が50人以上のものに設置）、</p>	<p>消防法施行令別表第1（6）項口は主として自力避難困難な者が入所する施設であり、同令別表第1（6）項ハは自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言い難いものの、避難に当たり一定の解除が必要とされる高齢者、障害者等が利用する施設であり、消防用設備等の設置基準については、それぞれの防火対象物の火災危険性及び事業者の経済的負担等を勘案して、規定されているものであります。なお、消防法施行令別表第1（6）項ハについては、ご意見にある①、③のとおり規定とされていますが、今般の改正で、同表（6）項口に該当する場合、自動火災報知設備及び消防機へ通報する火災報知設備は、施設の規模、構造にかかわらず設置が必要となります。</p>

	<p>のいずれか</p> <p>②定員 10 人以下のホームでは、少なくとも「住宅用火災警報機」の設置</p> <p>③消防機関へ通報する火災報知設備（現行規制では延べ床面積が 500 m²以上の施設のみ必置）の設置</p>	
<p>消防法施行規則の一部を改正する省令に関する御意見</p>		
<p>No. 12</p>	<p>従来の易操作性 1 号消火栓の放水量が130L/minが80L/minに軽減されているが、ポンプを用いる加圧送水装置の場合、ポンプの吐出量は軽減されないのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、今回新たに規定する屋内消火栓設備について、消防法施行規則第 12 条第 3 項第 1 号において、「主配管のうち、立上り管は、管の呼びで四十ミリメートル以上のものとする。」と規定し、同項第二号において、「ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に九十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。」と規定することとします。</p> <p>なお、今回の改正は、従来の易操作性 1 号消火栓（消防法施行令第 11 条第 3 項第 1 号に規定される屋内消火栓であって、一人で操作が可能なもの。）の放水量を軽減するものではなく、工場や倉庫等以外の用途の防火対象物において、一人で操作が可能なものであって、かつ、設置間隔を 2.5 m以内とし、ノズル先端の放水圧力 0.17メガパスカル時の放水量を毎分 80リットル以上とする屋内消火栓設備の基準を新たに規定するものであることを、念のため申し添えます。</p>
<p>No. 13</p>	<p>改正規則第 5 条第 4 項又は第 6 項の規定は、サービス付き高齢者向け住宅等を含むか。含む場合「業として」とは、例えばサービス付き高齢者向け住宅の所有者が介護事業者であって、建物の管理及</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅は、改正後の消防法施行令別表第 1 の（6）項ロ（1）又は（6）項ハ（1）の「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」を受けた改正後の消防法施行規則第 5 条第 4 項又は第 6 項に該当する可能性があります。</p> <p>「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改</p>

	<p>び入居世帯を個別に訪問介護する場合、建物全体を業として福祉サービスを提供する場所又は施設と考えてよいか。または、従来の運用通知に示されていた共用スペースにおける福祉サービスの提供の有無によって建物の用途を判断すべきか。</p>	<p>正に係る執務資料の送付について」(平成23年10月19日事務連絡)においてサービス付き高齢者向け住宅の消防法上の取扱いを示しており、原則として共用スペースにおける介護サービスの提供状況によることとしていますが、現在、サービス付き高齢者向け住宅においては、様々な形態で福祉サービスを提供するものが出現していることから、今後、実態を踏まえ、当該施設の取扱いについても追って通知等で示す予定です。</p>
<p>No. 14</p>	<p>鑑定と同じように社銘版に印刷、印字等もできる証票の様式にすべきである。 また、機器の小型化、薄型化に対応した証票のサイズとすべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、消防法施行規則別表第3において、今回新たに規定する住宅用防災警報器の表示の様式について、既に規定されている流水検知装置及び一斉開放弁と同じものとするものとします。</p>
<p>住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令に関する御意見</p>		
<p>No. 15</p>	<p>省令の改正にあたり、小電力セキュリティシステムの無線局(426MHz帯)以外の無線周波数帯を使用した現行製品があることから、今まで使用できていた機器の継続利用にご配慮いただきたい。また、スマートハウス等の普及に伴い、多段中継無線Uバスエア(920MHz)等の無線周波数帯を使用し、他の警報器や他の機器と無線連動できる住宅用防災警報器が今後普及することが想定されるため、スマートエネルギー社会に対応した他機器との親和性を考慮いただき、市場での混乱を避け今後も有効利用できるよう、ご配慮いただきたい。</p>	<p>今回の改正において、連動型住宅用防災警報器の無線設備の規定については、新たに規定することとなります。小電力セキュリティシステムの無線局(426MHz帯)は、火災等の非常通報等に用途が限定されている無線周波数帯であり、他の無線周波数帯と比べ火災等を検知してから電波を発射するまでの即時性に優れています。一方で、その他の無線周波数帯については、火災発生時に他の無線設備が電波を発射している場合などは当該警報器から電波を放射することができず、通報に遅延が生じる可能性を否定しきれないことから、原案のとおりとします。 なお、小電力セキュリティシステムの無線局(426MHz帯)以外の無線周波数帯を使用する連動型住宅用防災警報器であっても、今後、火災発生時に小電力セキュリティシステムの無線局(426MHz帯)を使用する場合と同等の通信の確実性が確保できることが確認された場合には、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第11条の基準の特例として認められることは考え</p>

	従って、第三条第二十号ホ(イ)「小電力セキュリティシステム」の記載を削除し、従来通り無線周波数帯を限定しないでいただきたい。	られます。
エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令に関する御意見		
No. 16	エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令案第7条第1号について、液体以外の二酸化炭素を追加すべきである。	<p>消防庁で把握している範囲では、液体以外の二酸化炭素を用いたエアゾール式簡易消火具は現在存在しないため、技術上の規格に係る知見が蓄積されていないことから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、新たに液体以外の二酸化炭素を用いたエアゾール式簡易消火具が開発された場合には、エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令第23条の基準の特例として認められることは考えられません。</p>
No. 17	省令案第7条第1号にアルゴンを追加すべきである。	アルゴンについても No. 16 の液体以外の二酸化炭素と同様の考えです。
屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準に関する御意見		
No. 18	第11第1号及び第2号の規定を、『一 消防用ホースの構造は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成〇〇年総務省令第〇〇号）に適合し、最高使用圧力で使用した場合に、機能に異常を生じない使用圧の消防用ホースであること。』、『二 消防用ホース用結合金具の構造は、結合金具規格省令に適合し、消防用ホースの使用圧で使用した場合に、機能に異常を生じない使用圧の消防用ホース用結合金具であること。』というように、規格省令に適合する旨を明確化すべきである。	<p>屋内消火栓設備に使用される消防用ホース及び消防用ホース用結合金具については、消防法施行令第30条等の規定から、それぞれ消防用ホースの技術上の規格を定める省令及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令に適合しなければならないことは明らかであるため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、消防用ホースは、最高使用圧力で使用した場合に、機能に異常を生じない使用圧の消防用ホースである旨及び消防用ホース用結合金具は、消防用ホースの使用圧で使用した場合に、機能に異常を生じない使用圧の消防用ホース用結合金具である旨については、ご意見のとおり今回の改正案において規定していることを念のため申し添えます。</p>